

建築 BIM 環境整備 WG 設置要綱

(設置)

第1条 建築 BIM 環境整備部会 設置要綱(令和元年9月27日施行)第5条第3項の規定に基づき、建築 BIM 環境整備部会に建築 BIM 環境整備 WG(以下「WG」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、建築分野における BIM の活用・推進を図るため以下の検討に資する作業・議論等を行うものとする。

- (1) BIM を活用した企画・設計・施工・維持管理までのワークフローと、各段階で必要となる BIM モデルの形状と属性情報の程度等の検討
- (2) 各プロジェクトにおいて BIM を利用するために必要な事前取り決めのひな型の検討
- (3) 発注者がプロジェクト情報を作成するための管理上必要な要求水準のひな型の検討
- (4) 竣工後に維持管理者等に引き継ぐ BIM モデル・情報の内容の検討
- (5) その他 BIM の活用を図るためのワークフロー等の整備に係る対応方策の検討

(組織)

第3条 WGは、別紙に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、令和4年3月31日までとする。

(主査)

第4条 WGに主査を1名置き、主査は、志手 一哉 芝浦工業大学 建築学部建築学科教授をもって充てる。

- 2 主査は会務を総理し、WGを代表する。

(WG)

第5条 WGは、主査が招集し、主査が議長となる。

- 2 主査は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 WGは原則として非公開とする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課、国土交通省住宅局建築指導課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、主査がWGに諮って定める。

附則 この要綱は、令和2年9月29日から施行する。